(b)　臨時経費として必要であると認定されたものであって、そのような認定が関係国又は関係加盟国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合

(c)　司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に効力を生じ、委員会によって指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国又は関係加盟国により委員会に対し通知されている場合

(d)　委員会が、適用除外とすることがマリにおける平和及び国民和解並びに地域における安定という目的を促進すると、個別の案件に応じて認定する場合

6.　加盟国は、上記4の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座から生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

7.　上記4の規定の措置は、指定された個人又は団体が、そのような個人又は団体のリストへの掲載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が直接又は間接に上記4の規定により指定された個人又は団体が当該支払いを受け取るものではないと認定した場合であって、関係国から委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を承認する意図について、そのような承認の十作業日前までに通知がなされた後である場合に限る。

指定基準

8.　マリの平和、安全若しくは安定を脅かす以下の行為又は政策に責任を有し若しくは共謀し、又は直接的若しくは間接的に関与するものとして、委員会により措置の対象として指定される個人に1に規定される措置が適用され、かかる個人及び団体に4に規定される措置が適用されることを決定する。

(a)　合意に違反して敵対行為に関与すること

(b)　合意の履行を阻害し又は遅延によって阻害し又はこれを脅かす行為

(c)　上記(a)及び(b)の規定により特定される個人若しくは団体のために、又はそれらの代理として、又はそれらの指示により行動する、又はその他の方法によりそれらを支援する、又はそれらに対して資金を提供する行為（組織犯罪によって得られる収益を通じたもの、並びに、マリを原産地とする又は通過する麻薬及びその前駆物質の生産並びに密売、人身取引及び移民を密入国させること、武器の密輸及び密売、並びに、文化財の密売を含む。）

(d)　次のものに対する攻撃の計画、指示、支援又は実行に関与すること。

(i)　合意で言及されている様々な団体（地方機関、地域機関及び国家機関、合同パトロール、マリの治安部隊及び軍隊を含む。）

(ii)　ＭＩＮＵＳＭＡ平和維持要員並びにその他の国連及び関連する人員（専門家パネルを含む。）

(iii)　国際的な治安部隊（ＦＣ－Ｇ５Ｓ、欧州連合ミッション及び仏軍を含む。）

(e)　マリに対する人道支援の提供又はマリにおける人道支援へのアクセス若しくは人道支援の分配を妨害すること

(f)　マリにおいて、適用可能な国際人権法若しくは国際人道法に違反する行為又は人権侵害若しくは違反を構成する行為（殺人、傷害、拷問、又は強姦若しくはその他の性的暴力を含む。）、拉致、強制失踪、強制移送、又は、学校、病院、信仰の場所若しくは市民の避難所に対する攻撃を通じ、女性及び児童を含む市民を対象とすることを含む。）を計画、指示又は実行すること

(g)　マリにおける、武力紛争の文脈での、適用可能な国際法に違反した、武装集団又は武装勢力による児童の利用又は徴用

新たな制裁委員会

9.　安全保障理事会の仮手続規則の規則28に従って、次の任務を遂行するために、同理事会の全ての理事国により構成される同理事会の委員会（以下「委員会」という。）を設置することを決定する。

(a)　上記1及び4の規定により課された措置の履行を監視すること

(b)　4の規定により課される措置の対象となる個人及び団体を指定し、当該個人に関する情報を見直し、上記5の規定に従って適用除外の要請を検討すること

(c)　1の規定により課される措置の対象となる個人を指定し、当該個人に関する情報を見直し、上記2の規定に従って適用除外の要請を検討すること

(d)　上記により課される措置の履行を促進するために必要な指針を定めること

(e)　委員会と、関心を有する加盟国並びに国際、地域及び小地域機関、特に当該地域に所在するものとの間の対話を、そのような国又は機関の代表に委員会と措置の実施につき協議するよう促すことを含め、慫慂すること

(f)　全ての国並びに国際、地域及び小地域機関に対し、上記で課された措置を効果的に履行するために自らがとった行動に関し、有用と考えるあらゆる情報を求めること

(g)　この決議で規定される措置の違反又は不遵守に関する情報を検証し、適当な行動をとること

10.　国連事務総長に対し、委員会が上記9で規定された任務を遂行することを可能とするために必要な財政措置をとることを要請する。

専門家パネル

11.　事務総長に対し、委員会と協議し、委員会の指示の下に最大で五名の専門家から成るグループ（以下「専門家パネル」という。）を当初の期間としてこの決議の採択から十三か月の間に設置し、パネルの作業を支援するために必要な財政及び安全に関する措置をとることを要請し、この決議の採択から十二か月以内にこの任務の更新を検討する意図を表明するとともに、パネルが次の任務を実行することを決定する。

(a)　上記8の規定により規定された活動に関与している可能性のある個人の今後あり得べき指定に関連する情報を委員会に提供することを通じたものを含め、委員会がこの決議に定められた自らの任務を実行することを支援すること

(b)　この決議により決定された措置の履行、特に不遵守の事例に関する、各国、関連する国際連合機関、地域機関及びその他の関心を有する当事者からの情報を、収集し、検証し、分析すること

(c)　委員会との協議の後、二千十八年三月一日までに中間報告を、二千十八年九月一日までに最終報告を、理事会に提供し、その間定期的に更新すること

(d)　一般に公開されるリストへの掲載理由概要に関する生体認証情報及び追加情報の提供を通じたものを含め、上記1及び4の規定により課される措置の対象となる個人のリストに関する情報の精緻化及び更新に当たり、委員会を支援すること

(e)　適切な場合には、国際刑事警察機構（ＩＮＴＥＲＰＯＬ）及び国際薬物犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）と緊密に協力すること

12.　専門家パネルが、決議第二千二百四十二号（二千十五年）6の規定に従って必要なジェンダーの専門性を有することを要請する。

13.　パネルを構成する専門家の選定過程が、採用過程において地域及び性別に関して均衡のとれた形で代表されることの重要性に妥当な考慮を払いつつ、上記に定める任務を遂行するために最も優れた資質を有する個人を任命することを優先すべきことに留意する。

14.　専門家パネルに対し、制裁委員会の作業を支援するために安全保障理事会により設立されたその他の関連する専門家グループ（リビアに関する決議第千九百七十三号（二千十一年）によって設立された専門家パネル、ＩＳＩＬ（ダーイシュ）、アル・カーイダ、タリバン並びに関連する個人及び団体に関する決議第千五百二十六号（二千四年）及び決議第二千三百六十八号（二千十七年）に基づく分析支援及び制裁監視チームを含む。）と協力するよう指示する。